

# LP ガス供給約款

## (エコログプロパン)

株式会社エコログ

〔2023 年 8 月 16 日改定版〕

## 目次

I 総則	4
1 適用	4
2 供給約款の変更等	4
3 定義	5
4 日数の取り扱い	6
II 使用の申し込みおよび契約	6
5 使用の申し込み	6
6 契約の成立および変更等	7
7 申し込みの制限	7
8 名義の変更	8
9 LP ガス供給契約の解約	8
10 契約消滅後の関係	9
III 工事および検査	9
11 工事の設計見積等	9
12 工事の実施	9
13 工事に伴う費用の負担	11
IV 検針および使用量の算定	12
14 検針	12
15 計量の単位	12
16 使用量の算定	13
17 使用量のお知らせ	13
V 料金等	13
18 料金の適用開始	13
19 料金の算定および精算	14
20 料金の支払義務および支払期日	14
21 料金その他の支払方法	15
22 遅延損害金	16
23 保証金	16
24 債権の譲渡	17

VI 供給 .....	18
25 供給または使用の制限等 .....	18
26 供給停止 .....	18
27 供給停止の解除 .....	18
28 供給制限等の賠償 .....	19
VII 保安 .....	19
29 供給設備および消費設備の保安責任 .....	19
30 周知および調査義務 .....	19
31 保安に対するお客さまの協力 .....	20
32 お客さまの責任 .....	20
VIII その他 .....	20
33 使用場所への立ち入り .....	20
34 反社会的勢力の排除について .....	21
35 専属的合意管轄裁判所 .....	21
36 お客さまの情報の取り扱い .....	21
附 則 .....	23

## I 総則

### 1 適用

- (1) この LP ガス供給約款（以下「本供給約款」といい、本供給約款およびその他当社とお客様まで合意した内容にもとづき成立する LP ガスの供給および使用に関する契約を以下「LP ガス供給契約」といいます。）は、当社が一般の需要に応じ LP ガスを供給する場合に共通して適用される基本的な供給条件等を規定したものです。
- (2) ガス料金を含む各契約種別の内容については、当社が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。また、本供給約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表の定めが優先するものとします。なお、文脈により明らかに除外される場合を除き、本供給約款において記載する「本供給約款」には料金表を含むものとします。
- (3) 当社からお客様に対する供給設備及び消費設備ならびにその他の設備の貸与については、別途当社が定める設備貸与約款の定めに従うものとします。
- (4) 本供給約款に定めのない細目事項は、必要に応じて本供給約款の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

### 2 供給約款の変更等

- (1) 当社は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」といいます。）等関係法令の改正もしくは社会的・経済的情勢の変動等により本供給約款の変更が生じた場合またはその他当社が必要と判断した場合には、契約期間中であっても本供給約款を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から変更後の本供給約款によります。
- (2) 当社は、本供給約款を変更する場合には、変更後の供給約款を当社ホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により開示いたします。
- (3) 当社は、LP ガスの輸入価格、ポンベの原材料（鉄）価格、ポンベ配送時のガソリン価格等の変動等その他の理由により料金の改定（単価・算出方法の変更等その他のお客様の料金に関わる変更をいいます。）が必要となる場合には、事前に新たな単価・算出方法等の内容およびその適用開始日を書面、インターネットでの開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法によりお客様に通知し、LP ガス供給契約における新たな料金を定めることができるものとします。
- (4) 当社は、本供給約款を変更する場合等その他の LP ガス供給契約の変更にともない、変更の際の供給条件の説明や書面交付（(6)に基づいて情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。）を行う場合、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載

します。

- (5) (4)の定めにかかわらず、本供給約款の変更等その他の LP ガス供給契約の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の LP ガス供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、お客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、書面交付についてはこれを行わないものとします。
- (6) 当社は、液石法等その他の関係法令に基づく書面交付については、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとします。

### 3 定義

本供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「LP ガス」または「ガス」とは、当社が供給する液化石油ガスをいいます。ガスの種類は「い号液化石油ガス」とします。
- (2) 「供給設備」とは、容器からガスメーター出口までの調整器を含む設備をいいます。
- (3) 「消費設備」とは、ガスメーター出口からガス機器までの設備をいいます。
- (4) 「調整器」とは、ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (5) 「ガスメーター」とは、料金算定の基礎となるガス使用量（以下「使用量」といいます。）を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (6) 「マイコンメーター」とは、マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。
- (7) 「メーターガス栓」とは、ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。
- (8) 「ガス機器」とは、ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、ガス機器のほか給排気設備等の付属装置を含みます。
- (9) 「ガス工事」とは、供給設備または消費設備の設置または変更等の工事をいいます。
- (10) 「有資格者」とは、液化石油ガス設備士の免状を有するものをいいます。
- (11) 「検針」とは、使用量を算定するために、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取することをいいます。
- (12) 「料金」とは、ガス料金、工事費及びその他の諸費用等、LP ガス供給契約に基づきお客さまが当社に対して支払義務を負うものの総称をいいます。
- (13) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規

定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (14)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4 日数の取り扱い

本供給約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

## II 使用の申し込みおよび契約

### 5 使用の申し込み

- (1) ガスを新たに使用するお客さま（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込むお客さまを含みます。）、またはガスの使用状況の変更をしようとするお客さまは、あらかじめ本供給約款を承諾のうえ、当社にガスの使用またはガス工事の申し込みをしていただきます。なお、12（工事の実施）(1)に定める有資格者が所属する、当社または当社の業務委託先以外の工事人（以下「工事人」といいます。）にガス工事を申し込むお客さまは、その旨を当社まで連絡していただきます。
- (2) (1)のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増設、配管またはガスメーターの位置替え等供給設備または消費設備を変更することをいいます。
- (3) 申込みの際には、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要とする事項を明らかにし、所定の方法によりお申し込みをしていただくほか、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。
- (4) 申し込みの受付場所は、当社といたします。
- (5) 建築業者や宅地造成業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのために(1)のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

－ガスメーターの決定－

- (6) 当社は、(1)の申し込みに応じて、ガスメーターの能力（計量法にもとづき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表します。）を決定いたします。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガスの使用またはガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器および将来設置を予定しているガス機器（使用開始に当たって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。

- (7) 家庭用にガスを使用される場合には、(6)の標準的ガス消費量を算出するに当たり、次のガス機器を算出の対象から除きます。
- ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量または使用頻度が少ないもの
  - ② 暖房機器または温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとして。）
- (8) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議の上(6)の標準的ガス消費量を算出することがあります。

## 6 契約の成立および変更等

- (1) LP ガス供給契約またはガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5（使用の申し込み）(1)のガスの使用またはガス工事の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) LP ガス供給契約の契約期間は、別段の定めが無い限り、料金の適用開始の日から、本供給約款の定めに基づき LP ガス供給契約が終了する日までとします。

## 7 申し込みの制限

- (1) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給またはガス工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、ガスの使用またはガス工事の申し込みを承諾できないことがあります。
- ① 供給設備および消費設備を設置すべき土地、建物、道路等が法律、命令、条例または規則等によってガスの供給設備および消費設備に関する当該工事を制限または禁止されている場合
  - ② 災害および感染症の流行等によりガスの配送能力が減退した場合
  - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
  - ④ 申し込まれたガスの使用場所が特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり、または保安の維持が困難と認められる場合
  - ⑤ その他、物理的、人為的または能力的原因等により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (2) 当社は、前項に定める他、次に掲げる事由により申し込みを承諾できないことがあります。
- ① お客さまの申し込み内容に、虚偽、誤記または記入漏れ等がある場合
  - ② お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合
  - ③ 前号の他、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に違反し、または違反するおそれがある場合

- ④ 債権の保全または反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のために当社の基準により実施する審査にお客さまが適合しない場合
- ⑤ 前各号の他、本供給約款の定め反する事由や、お客さまによる申し込みまたはガスの使用が適当でないとして当社が判断する事由がある場合

## 8 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとするお客さまが、前に使用されていたお客さまの LP ガス供給契約に関する全ての権利および義務（前に使用されていたお客さまの料金支払い義務を含みます。ただし、23（保証金）の規定によりお客さまが当社に対して有する保証金返還請求権は、別途当社が承諾する場合に限ります。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとの LP ガス供給契約が消滅している場合には、5（使用の申し込み）(1)によって申し込んでいただきます。

## 9 LP ガス供給契約の解約

- (1) ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、お客さまご自身で当社に通知していただきます。この場合、当社が設置したメーターガス栓の閉栓を当社が確認した日をもって、LP ガス供給契約は解約されたものといたします。
- (2) お客さまが、当社にガスの使用を廃止する通知をしない場合であっても、すでに転居されている等、明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（ボンベの撤去、ガスメーターの取り外し、その他ガスの供給を廃止することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に LP ガス供給契約は解約されたものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに 26（供給停止）の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に LP ガス供給契約は解約されたものといたします。
- (3) 前各項の定めにかかわらず、賃貸住宅の賃借人またはこれに類する者であるお客さまについて、当該お客さまに LP ガスの供給を行うために必要な供給設備等を、当社が当該賃貸住宅の賃借人またはこれに類する者（以下「賃貸人等」といいます。）に貸与等している場合、当社と賃貸人等との間の供給設備等の貸与等に関する契約が存続する限り、お客さまは LP ガス供給契約を他の販売事業者との契約に切り替える目的で解約することはできないものとします。
- (4) 当社は、7（申し込みの制限）(1)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、お客さまに通知することによって、LP ガス供給契約を解約することがあります。
- (5) 当社は、26（供給停止）の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、お客さまに通知す



ることによって、LP ガス供給契約を解約することがあります。

- (6) 前各項のほか、当社は、1 ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、LP ガス供給契約を解約することができるものとします。
- (7) 前各項の定めにかかわらず、賃貸住宅の賃借人またはこれに類する者であるお客さまについて、当該お客さまに LP ガスの供給を行うために必要な供給設備等を、当社が当該賃貸住宅の賃借人等に貸与等している場合、当社と賃借人等との間の供給設備等の貸与等に関する契約が終了した場合、その終了事由の如何を問わず、当該契約の終了をもって当社とお客さまの間の LP ガス供給契約も当然に終了するものとします。
- (8) 当社からお客さまに対する供給設備の貸与契約が終了した場合、別段の合意が無い限り、その終了事由の如何を問わず、当該契約の終了をもって LP ガス供給契約も当然に終了するものとします。

## 10 契約消滅後の関係

LP ガス供給契約の契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、9（LP ガス供給契約の解約）の規定によって LP ガス供給契約が解約されても消滅いたしません。

## III 工事および検査

### 11 工事の設計見積等

当社は、5（使用の申し込み）(1)のガスの使用またはガス工事の申し込みに伴い、供給設備または消費設備の工事を必要とする場合には、遅滞なく供給設備または消費設備の工事の設計および見積を行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定いたします。

### 12 工事の実施

－ガス工事の施工者等－

- (1) ガス工事は、原則として当社に申し込んでいただき、当社または当社の業務委託先が施工いたします。なお、お客さまが、工事人に申し込み、有資格者に施工させる場合、着工前には当社に報告していただきます。
- (2) お客さまが、ガス工事を工事人に申し込み、施工される場合、工事費その他の条件はお客さまと工事人との間で決めていただくこととし、当社はこれに関与いたしません。また、その工事に関して後日補修が必要になったとき若しくはお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、当社はこれに関与いたしません。

－気密試験等－

- (3) 当社または当社の業務委託先が施工した供給設備および消費設備をお客さまに引き渡すにあたっては、当社または当社の業務委託先はあらかじめ供給設備および消費設備の気密試験を行います。
- (4) 工事人が施工した供給設備および消費設備を工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、お客さまは工事人をして供給設備および消費設備の気密試験を行わせるものとします。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社または当社の業務委託先が消費設備の気密試験を行うことがあります。
- (5) 工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、または(4)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該工事に係る設備の使用をお断りすることがあります。

－ガスメーターの設置－

- (6) 当社または当社の業務委託先は、1 需要場所につきガスメーターを1 個設置いたします。この場合、1 構内をなすものは1 構内を、また1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたしますが、下記の場合には原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申し込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには1 需要場所につきガスメーターを2 個以上設置することがあります。
  - ① マンション等1 建物内に2 以上の住戸がある住宅  
各1 戸が独立した住居と認められる場合には、各1 戸を1 需要場所といたします。なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次の全ての条件に該当する場合をいいます。
    - イ 各戸が独立的に区画されていること
    - ロ 各戸の消費設備が相互に分離して設置されていること
    - ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること
  - ② 店舗、官公庁、工場その他  
1 構内または1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1 需要場所といたします。
  - ③ 施設付住宅  
1 建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。
- (7) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

－供給設備等の設置承諾－

- (8) 当社は、そのお客さまのために必要な供給設備の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地または借家であるときは、

あらかじめ当該土地または建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得るものとし、これを当社に保証します。これに関して、後日苦情等が生じても当社は責任を負いません。

### 13 工事に伴う費用の負担

－供給設備等の所有区分と工事費－

- (1) 供給設備および消費設備ならびにその他の設備の所有区分については、LP ガス供給契約にて個別に定めるものとします。
- (2) 供給設備および消費設備ならびにその他の設備の設置、位置替え等の変更または撤去等は、お客さまの負担により実施するものとし、お客さまは、当社が定める工事費等を支払うものとします。ただし、LP ガスの供給開始時に設置するものに限り、各設備の設置に係る費用はお客さまのガス料金に含まれ、別途の支払いは生じないものとします。

－修繕費の負担－

- (3) 供給設備および消費設備ならびにその他の設備の修繕費は、各設備を当社がお客さまに貸与する場合は当社が、それ以外の場合はお客さまが負担することを原則といたします。ただし、各設備を当社がお客さまに貸与する場合であっても、各設備の故障等がお客さまの責に帰すべき事由による場合は、その修繕費はお客さまが負担するものといたします。

－工事の変更、解約の場合の損害賠償等－

- (4) 工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前に LP ガス供給契約またはガス工事契約が変更または解約される場合は、お客さまは、当社がすでに要した費用および変更または解約によって生じた損害を賠償するものとします。
- (5) (4)に基づき費用および損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。
  - ① すでに実施した設計見積費用
  - ② すでに工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費および工具・機械等の使用に要した費用
  - ③ 原状回復に要した費用
  - ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

－破損等－

- (6) お客さまは、供給設備および消費設備ならびにその他の設備について、破損、盗難または紛失等の損害（以下「破損等」といいます。）を回避するための注意義務を負うものとし、万一各設備に破損等が生じた場合は、直ちに当社に報告するものとします。
- (7) お客さまは、お客さまの責に帰すべき事由による各設備の破損等により当社に損害が生じた場合には、当社に対してその損害を賠償するものとします。

## IV 検針および使用量の算定

### 14 検針

－検針の手順－

- (1) 当社は、毎月 4 日に検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行う日を「定例検針日」といいます。）を行います。
- (2) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
  - ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合および④の場合を除きます。）
  - ② 9（LP ガス供給契約の解約）の規定により解約を行った日
  - ③ 26（供給停止）の規定によりガスの供給を停止した日
  - ④ 27（供給停止の解除）の規定によりガスの供給を再開した日
  - ⑤ ガスメーターを取り替えた日
  - ⑥ 前各号の他、当社が必要と判断する日

－検針の省略－

- (3) 当社は、お客さまが新たにガスの使用を開始した場合または一時閉栓したのちガスの供給を再開する場合で、使用開始日または再開日からその直後の定例検針日までの期間が 5 日以下の場合、使用開始または再開直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 当社は、LP ガス供給契約が 9（LP ガス供給契約の解約）の規定により解約される場合で、その解約の期日が当月 5 日から 10 日までのいずれの日である場合には、解約の期日直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が 5 日以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (6) 当社は、お客さまの不在または災害および感染症の流行等その他のやむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

### 15 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の使用量の小数第 1 位以下の端数は切り捨てます。
- (3) 16（使用量の算定）(3)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数第 1 位以下の端数は切り捨てます。

## 16 使用量の算定

- (1) 当社は、検針日におけるガスメーターの数値を確認し、料金算定期間の使用量を算定いたします。
  - (2) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。
    - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（次号の場合を除きます。）
    - ② 新たにガスの使用を開始する場合または一時閉栓したのちガスの供給を再開する場合、その開始または再開の日から次の検針日までの期間（14（検針）(4)の規定により検針を省略した場合を除きます。）
- ーガスメーターまたはLP ガス集中監視システム故障等の場合の使用量算定等ー
- (3) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、使用量を算定いたします。
  - (4) 当社は、ガスメーターまたはLP ガス集中監視システムの故障、災害等によるガスメーターまたはLP ガス集中監視システムの破損または滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。
  - (5) 当社は、災害等によりガスメーターまたはLP ガス集中監視システムが破損または滅失する等その他の事由により使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は（4）の基準により算定することがあります。

## 17 使用量のお知らせ

当社は、16（使用量の算定）の規定により使用量を算定したときには、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望される場合で、当社が認めたときは、当社はお客さまに対して利用明細書を発行するものとします。この場合、お客さまは、1LPガス供給契約につき220円（消費税等相当額込み）の発行手数料を、発行の都度発行対象月の料金に加算して当社に支払うものといたします。

## V 料金等

### 18 料金の適用開始

料金は、新たにガスの使用を開始した日または供給を再開した日から適用いたします。

## 19 料金の算定および精算

- (1) 料金は、LP ガス供給契約ごとに定める料金の単価・算出方法等を適用して算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、16（使用量の算定）(2)に定める料金算定期間が、定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間以外の期間になる場合、次により料金を算定いたします。
  - ① 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。ただし、26（供給停止）に基づく供給停止による場合は、日割計算はいたしません。
$$\text{該当の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$
  - ② 前号の基本料金を除き、料金の日割計算はいたしません。
  - ③ ①および②によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (4) (3)①の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。
- (5) 当社は、すでに料金としていただいた金額と 16（使用量の算定）(3)から(5)までの規定により算定した使用量にもとづいた料金とに差額が生じた場合には、これを精算いたします。

## 20 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかげる日に発生いたします。
  - ① 検針日（お客さまが新たにガスの使用を開始する日または一時閉栓したのちガスの供給を再開する日を除きます。）
  - ② 16（使用量の算定）(3)または(4)が適用される場合は、協議の成立した日
  - ③ 16（使用量の算定）(5)が適用される場合は、17（使用量のお知らせ）により使用量をお知らせした日
  - ④ LP ガス供給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があって LP ガス供給契約の終了日以降に使用量の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) 料金は、別段の定めが無い限り、毎月 4 日で締め翌月末日（締日が属する月を N 月とした場合の N+1 月末日。なお、末日が金融機関の営業日でない場合には翌営業日とします。）までにお支払いいただきます。
- (3) (2)の定めにかかわらず、14（検針）(4)の規定により解約の期日直前の定例検針を省略した場合には、料金は、当該解約の期日で締め翌月末日（解約の期日が属する月を N 月とした場合の N+1 月末日。なお、末日が金融機関の営業日でない場合には翌営業

日とします。)までにお支払いいただきます。

- (4) 料金のうち別途定めるものについては、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法によりお支払いいただきます。

## 21 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、原則として以下のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、当社が認め、または別途指定する場合は、その他の方法によるものとします。

① お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、クレジットカード決済日は、お客さまに支払義務が生じた日以降の当社の任意の日とし、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、お客さまの支払い状況等によりクレジットカード会社から当社に料金の立替払いの支払いが行われない旨の通知があった場合は、その通知があった日といたします。

② お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払い義務発生日の翌月 26 日といたします。

③ お客さまが料金をコンビニ払込票によって支払われる場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払い期日は、支払い義務発生日の翌月末日といたします。なお、事務手数料として、支払い 1 回あたり 550 円 (税込) をお客さまにご負担いただきます。

④ 前三号でのお支払いが確認できない場合、以下の支払方法のいずれかによりお支払いいただくことがあります。この場合、支払方法に応じて以下に記載する事務手数料をお客さまにご負担いただきます。なお、事務手数料はイまたはロの方法によるお支払いの翌月末日までにご請求いたします。

イ コンビニ払込票によるお支払いの方法

事務手数料は、支払い 1 回あたり 550 円 (税込) とします。

ロ PayPay もしくは LINEPay によるお支払いの方法

事務手数料は、支払い 1 回あたり 550 円 (税込) とします。

- (2) お客さまが料金を(1)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

① (1)①により支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

② (1)②により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされ

たとき。

③ (1)③または④により支払われる場合は、料金が当社指定の口座に払い込まれたとき。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。

## 22 遅延損害金

(1) お客さまが料金その他の債務をその支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けることがあります。ただし、料金を 21（料金その他の支払方法）(1)②により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。

(2) 遅延損害金は、その算定の対象となる料金の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額といたします。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

(3) 遅延損害金は、原則として、お客さまが遅延損害金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

## 23 保証金

(1) 当社は、当社による供給の開始または供給継続の条件として、料金表等に別段の定めが無い限り、1LP ガス供給契約につき 1 月あたり金 500 円（不課税）の保証金を当社に対して預け入れるものとします。なお、料金表等に別段の定めが無い限り、保証金は 1LP ガス供給契約につき金 18,000 円を上限とします。

(2) お客さまは、前項に定める保証金を、料金と一緒に当社に対して支払うものとします。

(3) 当社は、LP ガス供給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(4) 当社は、保証金に利息を付しません。

(5) 当社は、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、またはその他当社が必要と判断した場合、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、(1)にて定める保証金の内容（1



月あたりの金額または上限金額のいずれか一方、もしくはその両方とします) を変更することがあります。なお、変更後の内容の告知、説明及び書面交付の方法等は、2 (供給約款の変更等) に定める内容を準用します。

- (6) お客様は、LP ガス供給契約の申込み時に当社に対して提出したお客様の契約住所、設置場所住所、連絡先等 (以下「お客様情報」といいます。) を変更した場合は、直ちに当社に対して変更後のお客様情報を通知するものとします。なお、お客様が当社に対して有する保証金返還請求権が存続する限り、お客様が本項に基づき負う通知義務も有効に存続するものとします。
- (7) 当社は、LP ガス供給契約が終了した場合で、かつ、保証金を、お客様の未払い債務に充当してもなお残額がある場合等、お客様に返還すべき保証金がある場合には、別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客様にお返しいたします。なお、当社は、本項に定める場合のほか、その裁量により、保証金を、別途当社の定める時期までに、お客様にお返しすることができます。
- (8) 当社は、お客様の責めに帰すべき事由により前項に基づく保証金の返還を行うことができない場合、お客様に対して書面にて是正を求めるものとします。なお、当社が当該書面を発送した後 6 ヶ月以内にお客様がこれを是正しない場合 ((6) に定める通知義務を怠る等その他のお客様の責めに帰すべき事由により、当該書面がお客様に到達しなかった場合を含みます。) には、当該期間が経過した時点をもってお客様の当社に対する保証金返還請求権は消滅するものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。
- (9) お客様が 8 (名義の変更) の規定に定める名義変更の手続きを行う場合、別途当社が承諾する場合を除き、お客様が当社に対して有する保証金返還請求権は、新たなお客様に承継されないものとします。

## 24 債権の譲渡

- (1) お客様は、当社が LP ガス供給契約に基づきお客様に対して有する債権の一部または全部を、当社が別途定める者に対して当社の裁量により譲渡することができることに同意するものとします。
- (2) 前項の場合、当社と債権の譲受人は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的ならびにその他各々がお客様に対してプライバシーポリシー (それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。) 等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の LP ガス供給契約に係るお客様の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、お客様はあらかじめこれに同意するものとします。

## VI 供給

### 25 供給または使用の制限等

- (1) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止を行い、またはお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。
- ① 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
  - ② 法令の規定による場合
  - ③ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（31（保安に対するお客さまの協力）(1)の処置をとる場合を含みます。）
  - ④ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑤ その他保安上必要がある場合（31（保安に対するお客さまの協力）(4)の処置をとる場合を含みます。）
- (2) 当社は、(1)の規定によりガスの供給制限若しくは中止を行い、またはお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめお知らせいたします。

### 26 供給停止

当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

- ① 支払期日を経過してもなお料金の支払いがない場合
- ② 7(申し込みの制限)各号のいずれかに該当する事由が発生または発覚した場合
- ③ 33（使用場所への立ち入り）各号にかかげる当社の係員および委託作業者の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合
- ④ ガスを不正に使用した場合、または不正に使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑤ 供給設備および消費設備等を故意に損傷し、または失わせて、当社に損害を与えた場合
- ⑥ 31（保安に対するお客さまの協力）(5)の規定に反した場合
- ⑦ 34（反社会的勢力の排除について）の規定に反した場合
- ⑧ その他お客さまが本供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

### 27 供給停止の解除

26（供給停止）の規定により供給を停止した場合において、お客さまがその理由となった事実を解消したことを当社が確認した場合には供給を再開いたします。なお、供給を再開

するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

## 28 供給制限等の賠償

当社が本供給約款の規定により解約、または供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

# VII 保 安

## 29 供給設備および消費設備の保安責任

- (1) 供給設備については、当社の責任において管理いたします。ただし、不適合な事項が判明した場合、お客さまは改修するにあたり協力していただきます。
- (2) 消費設備については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (3) 当社は、液石法の定めるところにより、供給設備および消費設備について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾が得られないことにより検査が出来なかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。
- (4) 当社は、液石法の定めるところにより、消費設備についてお客さまの承諾を得て検査いたします。なお、当社は、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

## 30 周知および調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、液石法の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メール、マイページ等の電磁的手法を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、液石法の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない風呂がま、湯沸器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て液石法で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器が液石法に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等お客さまがとるべき所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、液石法の定めるところにより、再び調査いたします。

### 31 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちに容器のバルブおよびメーターガス栓、その他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は直ちに適切な処置をとります。
- (2) 当社は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等当社がお知らせした方法で、お客さまに中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状況が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客さまは、29（供給設備および消費設備の保安責任）(4)および 30（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、液石法に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給設備または消費設備について修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置等の処置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給設備を変更することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、当社が設置したガスメーターについては、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

### 32 お客さまの責任

- (1) お客さまは、30（周知および調査義務）(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥機、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、若しくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまに負担していただきます。

## VIII その他

### 33 使用場所への立ち入り

当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給設備および消費設備の設置場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求

めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針
- ② 検査および調査のための作業
- ③ 供給設備および消費設備の設計、施工または維持管理に関する作業
- ④ 容器交換のための作業
- ⑤ 9（LP ガス供給契約の解約）の規定による解約に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑥ 25（供給または使用の制限等）または 26（供給停止）の規定による供給または使用の制限、中止または停止のための作業
- ⑦ ガスメーターの法定検定期間満了等による取替の作業
- ⑧ その他保安上の理由により必要な作業

### 34 反社会的勢力の排除について

(1) お客様は、当社に対し、契約時に次の各号に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団およびその構成員または準構成員
- ② 暴力団関係企業およびその役員または従業員
- ③ 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体およびその構成員
- ④ その他前各号に準ずる者、反社会的勢力の構成員またはこれらの関係者等

(2) 前項のほか、お客様は、当社に対し、契約時に直接または間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことを確約し、かつ将来にわたっても当該行為を行わないことを確約します。

- ① 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
- ② 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- ③ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
- ④ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- ⑤ 反社会的勢力が当社またはお客様の経営に関与する行為

### 35 専属的合意管轄裁判所

本供給約款にもとづく LP ガス供給契約に関する訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

### 36 お客様の情報の取り扱い

当社が、LP ガス供給契約の履行に伴い取得したお客様の情報を、当社が別途公表するプ

プライバシーポリシーの規定のとおり取扱うこと、ならびに、当社の親会社、子会社、関連会社ならびに当社の親会社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ会社」といいます。）に提供し、当社グループ会社の各社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、お客さまはあらかじめ同意するものとします。

「LP ガス供給約款」制改定履歴  
（附則含む）

2022年11月1日制定

2023年8月1日改定

2023年8月16日改定

## 附 則

### 1 本供給約款の実施期日

本供給約款は、2023年8月16日から実施いたします。